○総務省告示第二百一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第四号の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第八十二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十三日

総務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
事務	事務実施者	事	事務	事務実施者	事
株式会社ＴＫＣに使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務	株式会社ＴＫＣ	株式会社ＴＫＣが管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務	株式会社ＴＫＣに使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務	株式会社ＴＫＣ	株式会社ＴＫＣが管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
日本電気株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務	日本電気株式会社				

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第二百二十号

日本国政府は、平成二十五年十月十日に熊本で作成された「水銀に関する水俣条約」の受諾書を平成二十八年二月二日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同条約は、その第三十一条1の規定に従い、平成二十九年八月十六日に効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十九年六月一日現在、次のとおりである。

アフガニスタン・イスラム共和国、アンティグア・バーブーダ、ベナン共和国、ボリビア多民族国、ボツワナ共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、カナダ、チャド共和国、中華人民共和国、コスタリカ共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、エクアドル共和国、フィンランド共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ガイアナ共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、日本国、ヨルダン・ハシェミット王国、クウェート国、レソト王国、リヒテンシュタイン公国、マダガスカル共和国、マリ共和国、マルタ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、メキシコ合衆国、モナコ公国、モンゴル国、オランダ王国、ニカラグア共和国、ノルウェー王国、パナマ共和国、ペルー共和国、ルーマニア、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア独立国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、スロバキア共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、トーゴ共和国、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ザンビア共和国、欧州連合

平成二十九年六月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十一号

平成二十七年六月十九日に東京で署名された投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十九年六月二十一日にマスカットで行われた。よって、同協定は、その第二十六条1の規定に従い、平成二十九年七月二十一日に効力を生ずる。

平成二十九年六月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十二号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第百七十二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年六月七日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十三日

外務大臣　岸田　文雄